

第七回 国会 衆議院

内閣委員会・人事委員会・連合審査会議録第一号

昭和二十五年四月二十八日(金曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 鈴木 明良君

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

人事委員会専門員 安倍 三郎君

本日の会議に付した事件
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八二号)

○鈴木委員長 これより内閣委員会、人事委員会、連合審査会を開会いたします。

内閣委員長である私が委員長の職務を行います。

本日は行政機関職員定員法の一部を

改正する法律案を議題といたします。
まず政府の提案理由の説明を求めます。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 各行政機関の職員の定員は、左の表に掲げる通りとする。

行政機関の区分	定員	備考
本府	二、二六九人	
統計委員会	六三人	
公正取引委員会	三二六人	
全国選挙管理委員会	四八人	
国家公安委員会	四七、〇四八人	うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。
国家地方警察	一二二人	
国家消防庁	一〇一人	
地方財政委員会	六〇人	
公職資格試験審査委員会	八二人	
外国為替管理委員会	三、九七〇人	
電波監理委員会	八八五人	
公益事業委員会	二〇人	
土地調整委員会	九二八人	
宮内庁	六、八二五人	
特別調達庁		

法務府	計	本府	司法試験管理委員会	外務省	計	本省	証券取引委員会	公認会計士管理委員会	大蔵省	計	印刷庁	造幣庁	文部省	計	本省	厚生省	計	本省
	四二、六五〇人	四一、四七七人	一、一七三人	一、五五六人	一三、一七三人	一四九人	一三人	六二、七〇〇人	二、〇三三人	九、〇三〇人	八六、〇八八人	六三、九八六人	四四、〇七三人	二、六九一人	四六、七六四人	三〇、三三二人		
		うち一、二八三人は、検察庁の職員とする。																

農林省		通商産業省		運輸省		郵政省		電気通信省		労働省	
食糧庁	二九、四八八人	本省	一〇、七七五人	本省	一五、六五八人	本省	二四、四六五人	本省	一四、二四四三人	本省	二〇、五五五人
農林省林野庁	二二、八〇八人	資源庁	一、七二五人	船員労働委員会	五九人			航空保安庁	一、〇九六人	中央労働委員会	九九人
水産庁	一、四一四人	工業技術庁	四、六〇四人	海難審判庁	八、六六三人			計	一四、三三九人	公共企業体仲裁委員会	一九人
計	八五、〇三三人	中小企業庁	六五九人	計	八五八人			計	二六、〇六四〇人	国有鉄道中央調停委員会	一五人
			一九一人							専売公社中央調停委員会	一人
										国有鉄道地方調停委員会	六三人
										専売公社地方調停委員会	四五人

2 引揚援護庁及び電気通信省の本
省の職員は、前項の規定に
かかわらず、引揚援護事務又は電
気通信業務の状況により、特に必
要がある場合においては、予算の
定める範囲内において、政令の定
めるところにより、増加すること
ができる。

3 第一項に定める職員の定員の
外、当分の間、終戦処理事務費、
特殊財産処理附帯事務費、賠償施
設処理附帯事務費及び賠償施設
理事業費の支弁に係る事務並びに
賠償施設処理附帯事務費及び賠償
施設理事業費の支弁によつて管
理されていた賠償施設が指定の解
除によつて普通財産である国有財
産となつた場合におけるその財産
の管理及び処分事務に従事させ
るため、各行政機関を通じて二千
三百九十二人以内の職員を置くこ
とができる。

4 前項の職員の各行政機関別の定
数は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
し、昭和二十五年四月一日から適

建設省		経済省		計	
本省	二〇、八〇七人	本部	八八七人	計	八七、二七二人
計	一〇、八五〇人	物産庁	三四一人		
		安定期本部経済調査庁	二、六五三人		
		外資委員会	五人		
		計	三、八八六人		

用する。但し、行政機関職員定員
法第二條第一項の改正規定(以下
「第二條第一項の改正規定」とい
う。)中電波監理委員会及び電気通
信省に関する部分は、電波法(昭
和二十五年法律第 号)施行の
日から、地方財政委員会、公益事
業委員会及び土地調整委員会に關
する部分は、それぞれの設置の日
から、北海道開発庁に関する部分
は、同年六月一日から、施行し、
且つ、適用する。

2 地方自治庁の職員の定員は、第
二條第一項の改正規定にかかわら
ず、昭和二十五年四月一日から地
方財政委員会設置の日の前日まで
の間は、百五十八人とする。

3 国税庁の職員の定員は、第二條
第一項の改正規定にかかわらず、
昭和二十五年五月三十一日までの
間は、六万五千五百九十五人とし、
同年六月一日から同年十二月三十
一日までの間は、六万七千七百三
十五人とする。

4 引揚援護庁の職員の定員は、第
二條第一項の改正規定にかかわら
ず、昭和二十五年九月三十日まで

の間は、三千五百五十八人とする。
但し、行政機関職員定員法第二條
第二項の規定の適用を妨げないも
のとする。

5 農林省の本省、食糧庁及び林野
庁の職員の定員は、第二條第一項
の改正規定にかかわらず、昭和二
十五年九月三十日までの間は、本
省三万四千二百二人、食糧庁二万九
千五百九人、林野庁二万四千四百
十九人とし、同省の本省及び林野
庁の職員の定員は、同項の改正規
定にかかわらず、同年十月一日か
ら同年十二月三十一日までの間
は、本省三万三千六百二十一人、林野
庁二万四千七十二人とする。

6 通商産業省の本省及び資源庁の
職員の定員は、第二條第一項の改
正規定にかかわらず、昭和二十五
年九月三十日までの間は、本省一
万二千四百八十二人、資源庁二千
九百四十四人とし、同年十月一日から
同年十二月三十一日までの間は、
本省一万二千五百九十九人、資源庁
九百四十五人とする。但し、公益
事業委員会が設置された日以後に
おいては、その日から昭和二十五
年九月三十日までの間は、本省一
万七千七百六十七人、資源庁九百
二十四人とし、同年十月一日から
同年十二月三十一日までの間は、
本省一万三千三百四十四人、資源
庁七百七十五人とする。

7 運輸省の本省の職員の定員は、
第二條第一項の改正規定にかかわ
らず、昭和二十五年九月三十日ま
での間は、一万六千六十八人とし、
同年十月一日から同年十二月三
十一日までの間は、一万五千七
百八十三人とする。

8 電気通信省の本省及び電波庁の職員は、昭和二十五年四月一日から電波法施行の日の前日までの間は、改正前の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、本省十四万二千四百四十三人、電波庁三千九百七十八人とする。

9 建設省の本省の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、一万八千六百六十六人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、一万八千五百十八人とする。

10 物産庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年五月三十一日までの間は、五百九十四人とし、同年六月一日から同年十二月三十一日までの間は、四百五十四人とする。

11 経済調査庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、三千六百六十二人とする。

12 各行政機関職員定員法第二條の改正規定による定員(附則第三項から前項までの規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする)をこえる員数の職員は、昭和二十五年九月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。

13 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十九條から第九十二條までの規定は、この法律の施行に基く定員又は定数の改廃によつて降任され、免職され、その他不利益な処分を受けた職員については、適用しない。

14 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八條に規定する都道府県の職員(雇傭人を含む)のうち通商産業省又は運輸省の所管に係る臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)の施行に関する事務に従事する者であつて同條に基く政令に定める定員が昭和二十五年四月一日から同年七月一日までの間において改廃されることによつて降任され、免職され、その他不利益な処分を受けたものについては、前項の規定を準用する。

○大野木政府委員 たいいま議題になりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました定員法の一部を改正する案は、経済統制の廃止、事務の地方委譲等に伴う定員の縮減を行います。一方、電信電話業務、国立医療機関等の必要やむを得ないものについて、最小限度の増員を認めることにし、行政機関全般の定員の適正化をはかることとするものであります。その内容は、大要次の四点に要約されるのであります。

第一に総定員においては八十七万三千二百三十七人となり、差引九百六十五人の減となつております。これを省別にみますと、農林、通産、運輸、建設、郵政、安本等、主として経済関係の各省におきまして合計一万一千四百八十二人を減する一方、総理府、法務府、大蔵、文部、厚生、電通、労働の各省におきまして、計九千五百九十七人を増加することとなつております。またこれを事項別にみますと、ま

ず減のおもなものとしたしましては、経済統制関係一万一千三十四人、府県委員四千二百五十三人、引揚援護事務関係二千三百七十五人等があり、増のおもなものとしたしましては、電気通信施設の拡充によるもの四千四百四十五人、国立結核療養所の職員三千四百十三人、国立学校職員三百九十一人、国府庁職員千八百人、職業安定所職員七百三十三人等があるものであります。行政目的の転換がはつきりと示されていのであります。

なお今回の数字をさきに成立を見ました昭和二十五年年度予算に見積られた人員に比べますと、一万五千七百七十七人の減となつていのであります。

第二には、電気通信省の本省の定員につきまして、引揚援護庁の場合と同様、電気通信業務の状況によつて特に必要ある場合には、予算の定める範囲内において、政令をもつてこれを増加することができるとした点であります。電気通信事業は、その性質上必ずしも他の政府諸機関の場合と同様にその職員数を厳格に固定しておく必要がなく、ある場合には施設を増強し、職員数を増すことによつて、かえつて収益を増大することもあり得ますので、この種の便宜的措施を認めることが適當と考えられるのであります。

第三に、一般行政機関職員を縮減するほかに、さらに終戦処理事業費、特殊財産処理附帯事務費等の支弁にかかる職員につきましても、その数を現行の五千四百六十八から二千三百九十二人に縮減することとしたしました。第四は、定員減少に伴う措置をいたしましては、まず一率に二箇月の猶予期間を設け、六月三十日までは、新定

員を超える員数の職員を定員のほかに置くことができることとしたしました。さらに統制関係等の人員につきましては、統制解除の時期等に即応して、六月末のほかに九月末、十二月末の合計三段階を設けて、行政事務の量の漸減に比例して定員を漸次減少するにいたしました。また今回の定員減少に伴う退職する者につきましては、先般の行政整理と同様、国家公務員法のいわゆるアビール制度を適用しないこととしたしました。これは今回の場合におきましても、相当数の人員が退職することになりますので、この制度を適用することが実際に即しないためであります。なおこの点については、地方自治法附則第八條に規定する職員として、都道府県に勤務している物資統制関係の職員につきましても、同様に取扱ふこととしたしております。

以上が本改正法案の主要な内容であります。これらはいずれも、昭和二十五年年度均等予算の実行を確保するとともに、行政機関の規模の適正化をはかるため必要な措置であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○鈴木委員 これにて政府の提案理由の説明は終了しました。これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんから、これを許しますが、会期も切迫しておりますので、各委員諸君の発言時間は四十分以内をいたしたいと思います。御異議ありませんか。

○鈴木委員 異議なし。異議ありと呼ぶ者あり。

○鈴木委員 申し御異議があると思はれ、発言時間は四十分以内を限定するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

○鈴木委員 起立多数。よつてさより決定いたします。松澤委員。

○松澤委員 私は質疑の通告はしてありますけれども、本多國務大臣がおいでにならないので留保しておきます。

○木村(義)委員 今の四分というのは連合審査会のことだけですか。

○鈴木委員 そうですね。

○土橋委員 たいいま委員長が発言時間の制限について採決をとられました。が、私は少くとも自由党は院内における発言等については、きわめて寛大にわれわれ野党諸君の意見も十分お聞き入れになると思つておつたのであります。が、そういう御採決については十分お考えを願ひませんか、この連合審査会の運営につきましても、非常な支障を来すものと思つております。でありますから、なるほど一人の委員が四十分というお話ではありますけれども、一応これは事情を見まして、相当委員長の方において御考慮されんことをお願いするものであります。

○鈴木委員 大臣が見えられませんでした。松澤委員 たいいま次長から提案理由の説明がありましたので、承つておきたいと思ひます。

第一にお尋ねいたしたいことは、これらの整理せられる人々に対する退職金の問題であります。これはいかうになつておりますか。ひとつ詳細に御説明をお願いいたします。もし政府において案ができておるようでありますならば、その案を御配付願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 今回の定員法の改正によりまして、現在のところは六月末

日に各部員において定員を越える人の数は、四千四百名くらいに及ぶのではないかと私は思います。これは現在の定員といたしましては二万五千人の欠員がございまして、各部局それぞれその職務上の特殊性がありますために、必ずしも欠員のところに配置転換等ができませんので、そうなっておりますのでございまして、これを六月、九月、十二月の三段階にいたしまして、その間に自然退職等、どうしても退職を余儀なくされるものを退職せしめるといふ方法で、処理して行くつもりでございます。配置転換あるいはその他についても、地方あたりにもできるだけ紹介等によりまして、失業は防止したいという方針で努力するつもりでございます。そうした半面、新規採用の面について定員が一万一千でございまして、これは退職しなければならぬ四千四百名の人たちを、新規採用の面にてこれまた振り向けるべく努力はするのでございまして、職種の違ひがございまして、これが全員を振り向けることは困難でありますから、結局やむを得ざる一部強制退職もあらうと存じます。そうした人々に対しまして、こうした社会情勢でもございまして、でき得る限り退職手当も優遇すべきであるという考えから、政府といたしましては、昨年の行政整理の際に、今後の強制退職の場合の退職手当はこうであるというポツダム政令が出ておりますけれども、何とかして昨年の行政整理に適用した程度の、すなわち今ありますポツダム政令よりも、率のいい退職手当を支給したいと思ひまして、予算等も研究をいたしまして、そういう大体の成案を得まして、

司令部にその承認方を求めているのでございまして、ちやうど時を同じうして、公団廃止になるものが相当の退職を見なければならぬ。これらの人々にも、やはり昨年行政整理のときに支給した率のいい方の退職手当を支給したいということで、これも予算等も研究し、折衝を続けておつたのであります。ところがこれをとりまとめまして、法案を準備いたしました。司令部に承認をただいま求めているところでありまして、その折衝の模様はどうであるかと申しますと、大体司令部の部局の了解は得ましたので、承認せられるものであると考えております。その適用せられる退職手当の率につきましては、必要がございまして、今ここに法案を持つておりますから、ただいま閣議で決定したばかりでございまして、お示ししてもつけようでありますし、いずれこれは法案としておはかりすることになる次第でございまして、

○松澤委員 法案の準備があるようでごさいます。至急に各委員の手元までお配りを願いたいと思ふのであります。

そこで大体たいま國務大臣のお話によりまして、公団廃止の結果退職する者、及び定員法の適用によつて退職を強制せられる者、これらの者は、昨年の行政整理に適用した政令、すなわち二百六十三号によるというふうな了解できるものであります。その後御承知のように、二百六十四号というものができておりまして、これが昨年度三月三十一日まで期限が切れて、それが引き続き二十五年度も同一の内容のものが継続して有効になるというふうにかわつているのであります。ただ、

まの大臣の御説明によりまして、六十三年の内容を生かしたものを、今回の行政整理の退職者、及び公団廃止に伴う退職者、及び政府機関の廃止もしくは縮小による退職者、これらの者に対しては、一様に行政整理による退職者と同じ取扱ひをするというふうな了解できたのであります。その通りでございまして、どうですか。もう一度御説明願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 大体お話の通りでございまして、昭和二十四年政令第二百六十三号を昨年の行政整理の際に適用いたしました。それはもうそのときは昨年の六月から九月までの間だけに適用する法律でありましたので、ただいまでは形式上は失効しているかと存じますが、それと同じものを盛り込んだ法案を提出したいと考えております。

○松澤委員 それで内容は大体わかりました。

次にお尋ねしたいことは、九月末で二百六十三号が失効になりました。その後は二百六十四号が生きていたわけでありまして、ところが今回二百六十三号と同一内容のものが新たに用意されているということでありまして、それは十月一日から本人の意思によらず、機関の縮小や公団の廃止等によつて、すでに退職せしめられている人々に対して、適用して適用があるかどうかという問題であります。

○本多國務大臣 これは適用して適用はないのでございまして。今回のこの定員法の改正、さらに公団の廃止に伴う閣議でこれを決定して適用するのであります。去年の二百六十三号失効

後、すなわち十月一日以後今日までの強制退職というふうなものに、適用する考えはないのであります。

○松澤委員 そういたしますと、三月三十一日をもつて公団廃止に伴ひまして退職いたしました者と、四月一日から適用せられる新たな定員法の改正による退職者とは、事実一日の相違でありまして、前者は二百六十四号で退職金が定められ、四月一日から定員法の実施によつて退職せしめられる者は、二百六十三号の内容による退職金が支給せられる。実際日は一日だけであるのであります。こういう不公平はどういうふうにして是正なさるお考えでありますか。

○大野本政府委員 このたびの退職金の法律で予定されておりますのは、二十五年度の予算実行上の要請によつて退職した者は、閣議できめまして、四月一日以前の者でも二十五年度の予算の要請によつて退職せしめられるものは、同様な扱ひをされるという規定が盛り込まれることになっております。

○松澤委員 もう少し具体的に、たとえ三月三十一日をもつて食料品公団などが廃止になります。そういたしますと、そういう人々に対しては新しい退職金の制度、すなわち二百六十三号の内容による退職金が適用して支払われるかどうかという問題であります。

○大野本政府委員 これは個々の具体的な問題になりますけれども、それがもしも二十五年度の予算で落ちますために、退職せしめられるということであれば、この法律の適用があるのでございまして。

○本多國務大臣 先般食糧配給公団におきまして、退職手当の問題について

て非常に理事者も心配をしておつたのでございまして、今回廃止になります八万近くを持った食糧配給公団の退職者には、適用するという趣旨でございまして、これは二十五年度の予算において、その配給公団の廃止を余儀なくされるように予算がなつていっているという関係で、適用できるものと考えております。

○松澤委員 食糧配給公団は実際において四月一日以降、すなわち二十五年度において廃止せられることになつておりますから、当然適用があると思ふのであります。そこで先ほどお聞きいたしましたのは、食料品配給公団外二公団は三月三十日をもつて廃止せしめられているのであります。これが一日違ひでもつて、前者は二百六十四号で、後者は二百六十三号の内容でいうことになると、大きな差別待遇があるわけでありまして、食糧配給公団の場合は、國務大臣御説明の通りよく了承いたしました。食料品配給公団外二公団の方は……

○大野本政府委員 これはやはり二十五年度の予算の要請に基くものでありますから、適用があると思ひます。

○松澤委員 そうですか。閣議で決定した内容というものは、いわゆる項目別に読み上げられますか。

○大野本政府委員 それは退職金を支給する場合に、一々閣議でそれを支給すべきかどうかというのを決定する。こういう意味でございまして。

○松澤委員 それでは新しい退職金の政令でありますか、あるいは法律でありますか。法律になるでしょうが、その法律の指定は一々閣議において、どの場合は適用するしないということ

決定するといふに了解できますか。

○大野木政府委員 その通りでございます。

○松澤委員 そういたしますと、法律の中には、二十五年年度の予算執行に對して必要以上退職せしめられた者に對しては、こゝろ率の退職金を支給する。そうしてその個々の公同なりあるいは政府機関なりは閣議で指定するといふのは、ちよつと了解いたしかねるのですが、何か根拠になる政令等がございますか。

○大野木政府委員 それは一般的に二十五年年度の予算で退職せしめられる者は当然でありますけれども、なおそれに一項つけ加へまして、この法律の附則の中でございまして、この法律施行前において昭和二十五年年度予算執行上の要請により退職した職員（地方職員を含む）で、閣議で定めるものに対する一般の退職手当の額は、第三項の規定にかかわらず前二項の規定、つまりこの前の二百六十三号と同じ前二項の規定によつて計算した一般の退職手当の額とすることという一本の規定が入ることになる予定であります。

○松澤委員 それで大体わかりました。結局指定は閣議においてするといふことになつて、どれとどれがこの法律によつて期待された退職金を受け得られるかどうかといふことは、閣議によつて決定せられるといふことはよくわかつたのであります。そこでこれは希望でありましかれども、二十五年年度予算執行に際しまして、解散もしくは廃止縮小された公同、政府機関等を指定する場合であります、これは何と申しまして政府の政策の転換や、

あるいはまた行政上の必要に応じて廃止縮小せられるのでありますから、できるだけ広汎に、二十四年度中に退職せしめられた者に対しても、新しい法律の恩恵を適用するように御配慮願ひたいのであります。

そこで次に今回の行政整理に際しましては、前回と同様に、国家公務員法にいわゆるアビール制度と書いてあります異議の申立は適用しないといふことになつてゐるのであります、この点につきまして前回におきましても同様いろ／＼議論があつたと思つてあります。今回もまたこのいわゆる国家公務員法のアビール制度を適用しないといふことになりまして、漸次これが原則になりまして、せつかく国家公務員法におきまして、不当な整理によつて職を離れた者が、当然法律において規定してゐる権利を確保することができないといふことに相なるのであります。前回の行政整理と今回と比べてみますと、実際の人員においてははるかに今回の方が少いのであります、この程度の少いものに対しては、やはりその退職者の本人の意思に反して退職したものの権利といふものは、国家公務員法の規定を尊重する意味においてどこまでも保護して行かなければならないと考へるのであります、なぜアビール制度を適用しないのか。ここには簡単に相当の人員が退職することになるから、この制度を適用することが実情に即しないといふふうに述べられてゐるのであります、われわれといたしましては法律を尊重し、公務員の権利を保護するといふ意味からいいますと、やはりどこまでもアビール制度を採用して、適用するといふこ

とにしなければいけないと思つておりますが、この点についての政府の御所見を承りたいと思つております。

○大野木政府委員 アビール制度を廃止するといふことを、將來とも原則とするといふことは考へておらないのであります。ただやはり今回のように相当多数の減員を行ふような場合には、相当事務手續が煩雜になるばかりでなく、いわゆる職階制が今後実施されることに相なりまゐるので、ただいまのところまだ十分整つておりませんので、一々これを審査いたすことがはなはだ困難であり、適当でもないのではないかと存じます。従つてただいまのような状態で相当数の退職者を出します場合には、實際問題としてはアビール制度を適用しない方が適当じやないかと考へてゐる次第であります。

○松澤委員 ただいま次長のお話を聞きますと、事務がやつたから、アビール制度を適用しないといふだけであります。しかし事務といふことは、やはり基本的な権利を確保する、確保するといふ意味において、事務といふものが成立するのであります、事務のために公務員の基本的な権利といふものを制限することは、むしろ本末を転倒してゐると思つております。公務員の権利を確保するためには、事務上多少煩雜でありましても、やはりこの線はどこまでも伸ばして行かなければならない。そこで伺ひたいしたいことは、この点につきまして人事院とお話合ひがあつたかどうか、どの程度までの了解を得られてゐるかといふ点を伺ひたいのであります。

○大野木政府委員 人事院とも一応相談はいたしまして、人事院も職階制等の関係もあり、現在の状態ではやむを得ないだらうといふ御見解でありましたので、この規定を提出した次第であります。

○松澤委員 先ほど申しましたように、義務といふものは従であります、どこまでも公務員の基本的権利を尊重するといふ建前が主でなければならぬのであります。前回の場合もそうであつたし、今回もまた事務の都合上アビール制度を採用しないといふことになりまして、今後政府の政策の転換等によつて事務が縮小する、もしくは整理されるという場合には、いつもアビール制度が適用されないことになる。もういかにげんでこゝろやり方は御破算に願ひまして、今後は相当の人数が整理せられるという場合も、やはりアビール制度といふものは確保しなければならぬと考へるのであります、今回の場合は適用されないことになつてゐるのであります。しかしどこまでもこれを尊重するといふ政府の御意向を明らかにしていただくなければ、われ／＼は単に事務の都合上で適用しないといふお話を承つても、承服することはできないのです。

○本多國務大臣 今後の問題、さらにまた公務員法の根本的な精神につきましては、でき得る限りこれを尊重して参りたいと考へております。昨年の行政整理の済みました以後における行政退職等には、公務員法のアビールの審査請求の権利は、個々の問題には認められてゐるのでございすけれども、何分にも職階制がまだ整つておりませんために、あまりに多数の場合には、人事院においてこれを審査するのにも

容易ではないのでございまして、制度の実際も上げがたい準備時代の状況でありますので、こゝろした場合には何人が適、不適、あるいはいゝ／＼な生活事情等も考へて、退職する方がいかにいふことを判断するのは、これを直接監督いたしておりますその所管省に判断せしめるといふことが、かえつていいのではないかと考へられます。

今回のこの措置も、職階制度の準備が十分でないために、多数の件数は処理が困難であり、そうした状態で処理させることでは実効も上げがたいといふこと、そうした実情からやむを得ずこゝろ例外的なことを認めていただきたいといふことを考へておるのでございまして、將來の問題といたしましては、お話の通り公務員法の精神をどこまでも尊重して行きたいと思つております。

○松澤委員 次に別の点であります、この整理によりまして予算関係はどういうことになりますか。人員整理の結果浮く予算と、退職金等に必要である支出と、どういふバランスになりますか。予算関係をお示し願ひたい。

○本多國務大臣 今回のこの改正定員法の案といたしましては、一万五百万程度の予算定員よりも下まゐることになつております。従つてこれによりまして、その一万五百万人に相当する給与その他の経費が節減できるわけでございますが、今後やはり残る職員の実質的な待遇改善に資することのできますように、運用いたしたいと考へております。それでは退職のための退職金、どのくらいに上るかといふ点でございしますが、大体二億圓を退職金に要することと考へております。

○松澤委員 そういたしますと退職金として二億四、それで人件費の浮いて来るものはどのくらいありますか。

○本多國務大臣 これの詳細なことは整理する段階、またその三段階の中におきまして、随時退職しますもので、正確な見通しはちよつと立たないのをごいしますが、これはただいまも申し上げました数字に基いて、一応御判断を願うほかないと考えます。なおまた詳細に予想して算定するということが必要なら、それも政府として必要なこととございますから、その作業もいたしたいと思つておりますが、大体において一万といひますと、給料その他の出張旅費とかいふようなものを含め、事務費等も含めると、十億くらいの違いにはなろうと思ひます。最小限見積つて、直接関係の人的な費用で十億くらい違ひます。

それから退職手当で二億出るといふことになりませんが、これは予算定員と今回の定員法の違いは、一万五千人でありますけれども、実際の違いは欠員等のために非常に少い関係から、退職手当も少くなるわけでございます。

退職手当を出さなければならぬ人たちが四千四百くらいあると思ひますが、それらの人がこの六月末までにどれくらいやめることになるか、九月末までにどうなるか、十二月末までにどうなるかといふようなことを、だんだん人員を実施方針で各省で査定いたしましたならば、早く多くやめるか、少くやめるかといふことで、だん／＼それまでの給料は必要なことになつて参りますから、十億と申し上げましたのはまるはの場合になつて参りますから、その節減といふのは、それよりも

その見通しの通りに従つて減つて行く、こゝういふふうに考えられます。今のところまだ正確な余剰を幾ら生ずるかといふことは計算をいたしておりませんが、まことに御趣旨に沿つておりますが、お答えいたしかねるのであります。

○松澤委員 概算いたしまして二億の退職金が必要であるというのでありますが、この二億の退職金の中には、先ほど御質問申し上げた政府職員、それから公団職員、それから政府機関職員といふ全部を含めておりますか。あるいは二億というのは政府職員だけでございしますか。

○本多國務大臣 これは政府職員の関係だけであります。公団はまた別に公団の予算で今計算をいたしておるのであります。

○松澤委員 それでは二億は政府職員だけである、他の公団あるいは政府機関は別の会計で別個に計算している、その率は先ほどもお話がありましたように政府職員と同じものである。かように了解してよろしうございしますか。

○本多國務大臣 その通りと考えております。

○松澤委員 そこで今度は整理の基準の問題であります、いかなる基準によつて整理せられるのであります。あるいは私たちの心配いたしますところは、政治活動あるいは思想的立場といふようなことで、整理せられることがないかといふことを非常に心配するのであります。整理基準についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 この審査請求の権限は配属いたしますけれども、公務員法の精神を十分に尊重いたしまして、それぞれ所管大臣において適正に整理をして行きたい。ただいまお話の中に、そういう政務所屬あるいは政治活動と申されたようでございますが、公務員として許されております範囲内の合法的なことをやつてゐる限り、特に整理について差別をするというようなことは、絶対にないようになつて行きたいと考えております。

○松澤委員 ただいま私が質問いたしました点につきまして、消極的な御見解を伺つたのであります。さらに、それではどういふ基準に従つて整理するかといふ積極的な基準と申しますか、これについて、たとえばこゝういふ人はやめてもらふのだといふような点につきまして、お考えがあるようでしたら、御説明願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 今回は政府といたしまして、基準を決定して示すというこゝとはいたさないつもりでございます。各省大臣が公務員として適否といふことを十分判断いたしまして、これを処理するといふことで実行いたしたいと考えております。

○松澤委員 昨年の行政整理の場合におきましても、御承知のように、各省において非常に問題を起した、と申しますことは、思想的な立場から、進歩的な政府職員が、単に上役の受けが悪いといふようなことで、非協力といふような基準から、整理せられたという事実があるのであります。こゝういふ点につきまして、現在政府職員は六千三百七十四ベースの低い賃金をもつて、しかも前回の行政整理以来、相当人数が縮小されておまして、労働強化になつてゐるのであります。それにもかかわら

ず、安い賃金で今日まで非常に努力して来られてゐる。第二回の整理によりましてさらにこれらの整理をして参つたところの人々の中で、多少考え方が進歩的であるといふものが、今回の整理にも一度首を切られるというようになつて参りますと、私どもはこの新しい公務員制度のもとにおきまして、一方においては役所の中における綱紀の類等に對して、進歩的な意見を主張して参つた人々が、今回の整理によつて首を切られるといふことになりまして、いわゆる公務員制度における民主的な方向が芽をつまれる危険性が多分にあるのであります。この点につきまして、政府として十分に考慮せられ、単に上役の恣意によつて、都合が悪いから首を切るというやうなことが絶対にないようには、はつきりとした御所信を承りたいのであります。

○本多國務大臣 お話の通り、恣意によつてへんばな処置のないように、十分これは相成めて処理するようになつたといふ存じております。

○土橋委員 ただいま松澤委員の御質問に對しまして、整理基準について大臣からお話がありました、この前の昨年の定員法による整理の内容には、きわめて不当な点が多々あつたのであります。整理基準の内容が今のお話のやうな内容でございすると、きわめて明確さを欠いておるのであります。そこで昨年の五月の二十四日ないし五日当時の委員会におきましても、整理基準の内容について政府にいろ／＼質問が出ましたが、きわめて粗雑なものでありましたが、整理基準の内容といふものが一応説明されたと思ひます。今回も相当数の整理が行われますの

で、今お話になつたやうな内容でございしますと、昨年と同じやうな方向で整理をするのかどうか。この点をもう一度お聞きしたいのであります。

○本多國務大臣 実は今回の整理は、昨年の全般的にわたる整理と違ひまして、縮小する部面は、統制の撤廃のために、あるいは統制事務の減少のために、廃止もしくは縮減される部局について行つたものでございします。人員の整理の対象になる人々も、その多くは部局の人に限られるものと考えております。そうした中で、一部残る者は残り、だれを退職してもらふといふような判定につきましては、やはりいろいろの事情を総合的に考えなければならぬであらうと存じます。そうしていづれを退職してもらふか、いづれの人に残つてもらふかといふ判定は、やはり主観的においてへんばのないやうに、公務員として、また国家のために、だれを残し、だれをやめてもらふかといふことを慎重に判定するといふことで、処理いたしたいと考えておるのでございまして、今回はもちろん公務員法等の精神にも照してございしますから、そういう点は根本的な問題となると思つたのでございします。一定の基準等を設けないで、実情に沿つて行きたいと思ひます。

○土橋委員 ただいまの御説明でございしますと、ほぼ昨年の定員法と半ば同じやうな内容に落ちるやうに受取れるのであります。そこで昨年の例をひとつ考えて見ますと、たとえば端の例を私は一、二あげてみたいと思ひますが、ちやうど昨年の場合も特許局にお

超過勤務手当の支給の方法でやらないで、残務、残業という形か、請負制度に相なつておるのでございまして、班長とか係長が奮励をして、ほとんど簡易保険局は、私見たところでは夜分の七時ごろまでは、どこの官庁においても残業しておるのでございまして。残業いたしましてもらひ金が、ほんとうに腕のいい人が二時間くらい残業いたしまして、大体五十円でございます。そうして事務員等のごときでございしますと、二、三十円程度の超過勤務の支給でございます。そういったしまして実際に超過勤務の方法によらない請負制度の形式をもつて、各簡易保険支局においては仕事をやらしておるのでございます。現に私もその内容を見ておるのでございます。超過勤務手当を支給するという政府の精神でありますにかかわらず、実際はそういうふうな内容であります。これはおそらく電気通信省の各米端の施設所、管理所、そういう方面を見ましても、きわめて顕著でございます。それは電気通信省に關する限りは、定員が倍になつております。そういうふうになつて参りますと、郵政關係の十五名の減員には、非常に私は疑問を抱かざるを得ない。たとえば集配關係等を見ましても、郵便においても非常に最近困難を來しております。にもかかわらず、たとえ班長とか主幹というふうなもの、特に少し大きい局になりますと次長というふうなものまで設けまして、現実に仕事をしない人がふえて定員は現実減つておるのでございます。こういう事実を私は知っておりますから、あなたに御質問申し上げておるのでございします。そういう点について、たとえば郵

政の十五名を減らしておる内容について私は承りたいと思つてあります。○本多國務大臣 お話の通り郵政省において十五名減るかというところは、ちよつと御疑念があるかと存じます。郵政省はその事務内容が、統制の撤廃等の影響の最も少いところでございます。しかしいかにせん二十数万の職員でございますので、やはり内部的には統制に伴う事務が相当にあるのでございしますから、そうした統制廃止のために影響を受ける減員を十五名、郵政省二十万を越える中に、今日欠員も三千以上でございます。これは郵政省において非常に忙しく、努力していられることはよくわかるのでございしますけれども、統制の影響がきわめて僅少でありますので、やはり相当影響がありますので、十五名ほど減する。これは統制撤廃のための影響から来る事務量の減、かように考えております。三千からの欠員もあることでございしますから、郵政省等において今回の定員改正から直接来るいろいろな影響は、そうないと考えております。○土橋委員 たとえば電気通信の場合を見ますと、昨年の定員法のとときには十四万三千七百三十三名の定員でございまして、今度新しい定員法によりまして、三千六百八名の増を予定されております。しかしながら労働組合側のいろいろな資料等によりまして、きわめて科学的に検討されまして、従来の生理休暇の実際の廃止という状態、あるいは慰労休暇の実際の廃止、あるいは今申し上げたような超過勤務手当の支給の方法によらないで、請負制度でやらしておるというふうなものは、簡易保険局のみならず、貯金支局にもあ

ると思ひます。あるいは郵政等におきましては、寒い地域におきまして特に集配關係のそういうものも考えられるのであります。そういうものを見ますと、ここで急に三千六百八名という人間をふやさなければならぬという、この電気通信關係の部内を見ましても、われ／＼は今申し上げたような資料から考えまして、当然十八万以上の人間を要するものと考えておるのであります。郵政關係におきましても、今あなたがお話になりましたのは二十六万程度でございしますけれども、この人員についても私たちは三十五万程度の人員が必要であるという科学的な資料を持つておるのでございします。そういうものについて、小澤郵政大臣もお見えになつておりますから、どういふ見解を持つておるか、この点承りたいと思ふのであります。○小澤國務大臣 現在の定員法で十分やつて行けるということを確信いたしております。○土橋委員 小澤大臣の御説明によりまして、現在の定員法でよろしいという御見解でございしますが、それでは私がか先ほど大臣がお見えになる前に申し上げたのですが、あなたは簡易保険支局の状況について十分御觀察に相なつておると思ひますが、今申し上げたような方法で、夜の七時、八時ごろまで、ほとんど局員の三分の一あるいは四分の一の諸君が、強制的にいわゆる請負制度で残るというふうなことにつて、どういふふうにお考えになつておりますか。○小澤國務大臣 請負制度というものの意味がよくわかりませんが、私の知つてゐる範囲ではそういう事実はないと思ひます。

○土橋委員 大臣はないというふうな仰せになりましたが、事實はそうではございません。たとえば京都の簡易保険支局をながめましても、あるいは函館の簡易保険支局をながめましても、どこの簡易保険支局を見ましても現実にそういう状態です、請負をせざるを得ないのであります。もしこれが超過勤務手当の支給の方法によりまして、少くとも二百四十なり百五十円を支給しなければならぬのであります。が、實際はそういうふうな方法で安く、超過勤務手当をはずしまして、残務整理をやつておる状態でございます。○小澤國務大臣 今の請負制度というのは、おそらく臨時職員である、公務員にあらずる定員法以外の臨時的な事業を臨時的に請負わせる、いわゆる賃金の關係のものだと思ひます。そういう臨時的な賃金をもらつて働く者としてやらしておりますが、一般の定員法の内部に入つておる職員は、そういうことはありません。○土橋委員 あなたがたがそういうふうにおつしやつて、この委員会において逃げられましても、現実には班長とか係長をやつておるのであります、決して定員法外の臨時雇ひ的な人はございしません。確たる公務員で、しかもその簡易保険支局においては、中堅幹部諸君である。そういう点を特に大臣の方で御調査をお願いしたいと思ひます。

第三番目にお聞きしたい点は、退職に關する規定の問題でございますが、先ほどの御説明によりまして、法律をもつて制定をする、こういうお話のよろに承りましたが、間違ひありませんか。○本多國務大臣 今回の整理に伴う退職手当につきましては、法律をもつて制定をする方針でございます。その内容といたしましては、さいせん申し上げた通り、去年の行政整理のときに適用いたしました程度の退職金が渡るようになつたかと考えております。それから土橋さんのお話の中で、郵政省の方は二十六万程度で、忙しさに増員しない。電気通信省は四千ばかり増員したのは、不権衡ではないかというふうなお話がありました。が、いずれも事務が多忙であることはお気の毒に考えておりますが、どうしてもこの程度でがまんをしていただく方針でございます。まして、電気通信省の増員は、電話局の開設に伴うやむを得ざる増員でありまして、従来の電気通信省の職場の事務が緩和されるための増員ではないのであります。つまり合は失わな

○本多國務大臣 これは国家行政機関職員に適用する。そのほかに公団、日本国有鉄道、復興金融公庫、持株会社、整理委員会または証券処理調整協議会の職員等にも、政府関係機関でありますが、適用することになっております。

○土橋委員 この法律につきましては、昭和二十五年以降にわたりまして、この法律が適用されなければならぬと思ひますが、この点はいかがでございますでしょうか。

○本多國務大臣 これは昭和二十五年以降にこれを適用いたしまして、その後のことにつきましてはさらに再検討いたしまして、恒久的な立法をいたしたいと思ひております。

○土橋委員 そうしますと、これは適及いたしまして、少くとも四月一日以降は当然適用されると同時に、来年の三月三十一日までの整理には全部行くのでございまして、たとえば食糧配給公団の場合におきましては、今年度一箇年は延期しておるのでござい

す。そうするとこの場合今年一ぱい延期しまして、来年の四月一日に廃止になつたとするならば、この法律の適用を受けない。こういう結果になるのでございまして、その点を私としては非常に心配するのでございまして、でござい

ますから、この法律が昭和二十五年のみに適用することになりますならば、食糧配給公団あるいは政府関係の機関等が二十六年以降に降にかかりますと、また別の法律をつくるということになりますか。その点ひとつお聞きしたい。

○本多國務大臣 ただいま申し上げました通り、二十六年以降に降について適

用する退職手当の法令は、あらためて検討いたしまして立法いたしたいと思ひておるので、それらのその境等における暫定的な措置をその場合考へるという事になりますか。それともまた本年中に研究いたしまして、二十六年以降に適用する法案によつてすべてが処理し得るような状況になりますか。政府といたしましてはその後の問題については、その一本の基本法によつて処理し得るよう立法いたしたいと思ひております。

○土橋委員 大体政府の退職手当臨時措置法案とかいふ仮称で、きよりの朝日新聞に報道しております内容のものがわかりました。わかつたのでござい

ますが、この内容がはたして閣議で持ちまわつて御審議になつた内容であるかどうか存じませんけれども、この法律にはいろいろ場合を書いておるわけでございます。この書いておる内容が私は非常に疑問に思ひますので、もしあなたの方で内容について大まかな点でも知つていらつしやいますならば、この委員会でも御発表になりまして、この新聞記事の内容が多少疑問の点がございまして、もし政府でそういう点がわかつておりますならば、御発表願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 私も新聞を見たのでありますが、新聞に出ておるところも間違つておらぬように思ひます。しかし全部の新聞を見ませんからわかりませんが、大体その根本は今日すでに公布されております昨年の政令が百六十三号でそれを適用したいと思つておるのですから、違ふわけはなからうと思ひます。いずれ今日明日のうちに提案を

いたしますから、それによつて御了承願ひます。

○土橋委員 政府の方でそういう考えでございまして、すみやかにその内容につきまして、人事委員会なりあるいは内閣委員会の方に御示しを願ひたい。その法案の審議についても、私たちは非常な疑義を持つておるのでございまして、これは現在非常に失業が増大をいたしております。昭和二十四年度当時にお考えなされておりましたような退職金では、私は特に公団関係の諸君が、期限が短かい関係がござい

ましたり、今度の整理に当る人にといたしまして、私は昨年の例から考えますならば、相当考慮すべきものが多

いと思ひます。そうすると、このういふ基準でございまして、そうすると、とんと食へても行けなければ、新しく就職するといふ期間の間にも合ひません。いわゆる商売をするといふようなことにも、全然縁のない退職金でござい

ますので、退職制度そのものについて根本的に私たちは政府にいろいろ強い要望をする点がございまして、すみやかにこの内容をお示しを願ひたいと思ひます。

○松澤委員 委員長のおとりはからいで、この両委員会の委員に、退職金の要綱でもよいし、あるいは法案が準備できているならば、お配り願ひたいと思ひます。委員長において適当におとりはからいを願ひます。

○本多國務大臣 内容は、退職金の率等につきましては、昨年公布いたしました二百六十三号そのままでありますから、率などはそれと違ひないののでござい

ます。しかしそれを資料としてお出しするといふことは、決していとわれない

でございまして、本月中には実は法案を提案いたしたいと思ひて、準備いたしておるところでござい

ますので、それによつて全議員の方に配付されるわけでございまして、ごらんを願ひたいと思ひます。別につくりまして、結局明日でなければ間に合ひないと思ひます。

○松澤委員 お話を承りますと、何かお手元に持つていらつしやるようなことをおつしやつたものでありますから、それならば出していただければ……

○本多國務大臣 これは同じものですから……

○松澤委員 もう一つ確認いたしておきたいことは、そうしますと、それには関係方面の了解を得て、完全に法律案としてお出しになるという段取りになつておられるということでございますか。

○本多國務大臣 実は法案をいまだ提出しないのであります関係は、その関係でございまして、この退職手当については、この司令部方面の審査に当られるのはESSの方ですが、その方面の内諾を得ておられますので、あとは事務的な承認だけであると考えております。それがもう来ることを存じますから、それならばきよりのうちに提案配付できるといふことを考えます。

○松澤委員 本来ならば定員法の改正が上程されるならば、当然退職金の問題はその裏になるわけですから、出ておらなければならぬわけですから、それが遅れているといふことは、了承できるのですが、少くとも私もこの結論を出す場合には、この退職金の法律案が出ていなければならぬと思ひます。で、できるだけすみやかに配付願ひたいと思ひます。

○土橋委員 これはこの前、定員法を審議した際におきまして、私も強く希望しておるのであります。政府の方では、整理基準の内容と退職金については、相当幅合しているもので、研究させてくれという御意見がありましたが、委員会としましては、強く要望しておいたわけでございまして、しかしながら整理をする場合、整理の基準と、それに対する退職金の法律というものは、当然出すべきでござい

ますので、私は本委員会が終了後でもけつこうでございますから、ただちにそういうものについてお示しを願つて、連合審査委員会を一度持ちまして、今度の整理が昨年と同じような傾向の整理でありますならば、先ほど松澤委員も指摘しておりましたようなアツピル制度の適用の排除という問題についても関連もあつたし、不当な育切

りという問題についても関連があらますので、少くとも整理基準の内容と、退職金というものは、行政整理にはつきものであるから、これを示さないといふことは、本多國務大臣が前におられますが、きわめて誠意がない、あるいはきわめて事務的に粗漏なやり方である、こういうことを言わざるを得ないのであります。でありますから、委員会にすみやかにお出しを願ひたいと私は考へております。委員長の方でもそれを督促せられて、行政管理局の方で十分やつていただきましたと思ひます。

次は先ほど資料をいただいたばかりでありますからこれは大野木さんの方にもお伺ひたいと思ひますが、法務

府の方には、七百四十五名という人間がふえておるようでございますが、この資料で見ますと、どういふ関係がふえておりますか、一応御説明をお願いしたいと思います。

○大野本政府委員 法務府でもふえておりますのは、ここにありますが、え、刑務所、拘留所の増設で四百五十七人、少年院の増設で五十五人、それから特審局で百五十人、その程度でございます。

○土橋委員 特審局で最近いろいろ話を聞いておりますが、どういふ事務のためにこんなにふえるのでございましょうか。また監獄におきまして、このふやすという問題があるようでございしますが、どういふ理由でそういうふうに定員をおふやしになりますか、よくとお聞きしたいのであります。

○大野本政府委員 刑務所等は近ごろ非常に犯罪が多ございまして、このためにやむを得ず刑務所を増設しなければならぬ状況になつておるようでございます。特審局につきましても、実は昨年、中央に若干増加されたことございしますが、それに伴ひまして、今年には地方に若干の増加をする必要があるということでございます。

○土橋委員 先ほど私は一番最初にお聞きしたかったのでありますが、今度の定員全体を考えて参りますと、主として政府において力を入れなければならぬ経済関係、農林、通信、建設、特に郵政等においては、重大な配慮を願わなければなりません。これが減つてゐるのであります。そうしてそれ以外の部分、何か勤労階級や中小商業や、そういう諸君のためには、きわめて不適正な行政が行われるであらうと思

われるものに、かように非常にふえておるのであります。特に特審局が百数十名もふやす。これはどういふ仕事をやつておるか存じませんが、今日まで特審局がやつておられます仕事の内容は、日本共産党や労働組合運動や、それと混同して町の暴力団、地下組織といふものと同列において、調べておる傾向が顕著であります。従つて私たちは、こういう特高的な——しかも民主的な組織、特に政変あるいは労働組合、その他のあらゆる団体を迫害をするという方向の人間は、これはその内容、特審局の部局を調べなければわかりませんが、こういう方向の人間がふえておりますことは遺憾であります。でありますから、私はもつとここに書いてある資料以外に、ふやしておる人間について、明確なものをあつておる人間について、民主主義国家の自由政治のもとにおきまして、こういうものをふやされるということは、私は自由党の諸君といへども反対するであらうと思ひます。でありますから一般弾圧関係のそういう部署につきましても、十分に資料を整えられて、委員会に御提示を願ひたいと思ひますが、本多國務大臣はいかがお考えになりますか。

○本多國務大臣 資料はできるだけ詳細に提出してゐるのでございまして、その項目については、どうしても御疑念があるという場合は、関係当局が出席いたしまして、御説明申し上げます。

○土橋委員 もう私の持ち時間が来たやうでございますから、最後に国税庁関係をおふやして御質問申し上げたいのであります。政府は、大きな政策の問題になります。昨今はこの商人に聞きましても、非常に商売が不振でござい

ます。これは日本の全体の関係から見ても、そういうことは自由党の諸君といへども否定できないと思ひのであります。そこへ持つて参りまして、徴税官吏だけがこゝで相当ふえておるのでございします。そういたしますと、この徴税関係の一千二百五十名の増員と特審局の法務関係の四百数十名の増員でございします。七、四百四十五名の増員、どういふものを思ひ合せますと、何か自由党の吉田内閣の基本的な性格がうかがわれるやうな気がしてしやうがないのであります。こういうやうな世間でいわれておられますやうに、聖代官の標本のようなものをふやして参つた、あるいはもつと特高的な思想的な関係のものをふやすというやうなことに参つて、大臣はさうでないという御確信がございしますならば私は承りたい。なぜならば、最近徴税関係においても全国的に、各縣民諸君ですら非常に大きな闘争をされておられます。こういう状態において、さういふものの更正決定を申告通りやるといふやうなことのためにふえるのか、それともしやにむに差押えをするのか、それをよく承つておきま

せん。私は地方の選挙民諸君にも申訳ないのであります。この点をひとつ明確にお聞きしたいと思ひのであります。

○本多國務大臣 国税庁の増員は、これはまづ今日の徴税の事情にかんがみまして、さらにこれを適正化せんとするがための増員でございします。御承知の通りシャウブ勧告による税制の改正の結果、青色申告等の制度は、実

地調査によらなければ更正決定ができないということになりまして、この実地調査に相当の人員を必要とするのでございします。さらに今日までの審査請求の処理未済が相当なものでございします。さういふものを急速に処理したい。さらに滞納などについても適当な措置をいたしたい。さういふやうな点、さらに今日まで国民に要望されておりました紛争の処理について、何らか民間人を加えたこの紛争処理機関、協議所といふものを設置したい。今よりも課税が適正になり、徴税も円滑にでき得る限り理解を深めてこれが行われるやうにという見地から、増員したものであります。決して悪代官的にやらせるといふ意味で、その悪い方面にのみ使つてもいい、この増員をしたのではないのであります。

○土橋委員 それではただいまの本多國務大臣の仰せになりました言葉を、私は非常に人がよいから信じまして、これは今お話になりましたやうに、課税の内容を適正にするという御趣旨で増員をされ、特審局などの場合にも、特にさういふ地下組織、あるいは秘密結社とか、あるいはさういふ暴力団といふやうなものについて特に競争等では昨今非常に八百長がはやつておられますが、さういふものを十分に取締る、さういふ意味と解釈してよろしいならば、私たちは一応その趣旨は了解いたします。ところが實際はさうではないやうであります。この点が非常に疑問でありますので、今の大臣のお話になりました点は、私たちは拜聴しておきま

すが、私は税務署関係で一応申し上げたいのであります。最近の税務官更はあなたも御承知のやうに、申告を

いたしますと、税務官吏が内示をして、たとえばあなたの家は二十万四程度おやりなさい。これなら私はあとの責任を負います。さういふやうなことを申して、業者が泣く／＼税務官吏の内示に従つて修正申告をした場合に、その修正申告で税務署長が確定更正決定をしないで、さらに追ひ越しのもの、たとえば自分が内示をした額の三分の一程度追ひ越しのものを加えておる。それをもつて確定申告であるという方法で参つておるのであります。他の管内はどうか存じませんが、どういふ因果でありますか、私の管内にはさういふ不都合な国税関係の税務署長が多いのでございします。さういふものに対して、水田次官なりあるいは池田大蔵大臣等が、前からいろいろお話になつておられますが、さういふ不都合なことをしながら、なおかつ再審査の請求をいたしまして、その再審査の請求をしないでございします。再審査の請求をすれば、忙しくてできないというところで、調べもしない。さういふ状態になつておるのでございします。これはさういふ行政整理の場合も同様で、首を切らうというので、相手をこれと目星をつけておきまして、何であらうと、どういふりくつをつけようかと、現に定員がそんなに足りなくても、ほかから呼んで来てその人間の首を切る。さういふ方法をとつたのと同じなものでございします。でありますから、さういふ人間の増員につきましても、反対をしておるのでございします。本多國務大臣から、さういふ悪税務署長とか、さういふ行政責任者に対して、確固たる態度をお示し願ひませんか、私たちは非常に困るのでございします。それは国会議員の

いたしますと、税務官吏が内示をして、たとえばあなたの家は二十万四程度おやりなさい。これなら私はあとの責任を負います。さういふやうなことを申して、業者が泣く／＼税務官吏の内示に従つて修正申告をした場合に、その修正申告で税務署長が確定更正決定をしないで、さらに追ひ越しのもの、たとえば自分が内示をした額の三分の一程度追ひ越しのものを加えておる。それをもつて確定申告であるという方法で参つておるのであります。他の管内はどうか存じませんが、どういふ因果でありますか、私の管内にはさういふ不都合な国税関係の税務署長が多いのでございします。さういふものに対して、水田次官なりあるいは池田大蔵大臣等が、前からいろいろお話になつておられますが、さういふ不都合なことをしながら、なおかつ再審査の請求をいたしまして、その再審査の請求をしないでございします。再審査の請求をすれば、忙しくてできないというところで、調べもしない。さういふ状態になつておるのでございします。これはさういふ行政整理の場合も同様で、首を切らうというので、相手をこれと目星をつけておきまして、何であらうと、どういふりくつをつけようかと、現に定員がそんなに足りなくても、ほかから呼んで来てその人間の首を切る。さういふ方法をとつたのと同じなものでございします。でありますから、さういふ人間の増員につきましても、反対をしておるのでございします。本多國務大臣から、さういふ悪税務署長とか、さういふ行政責任者に対して、確固たる態度をお示し願ひませんか、私たちは非常に困るのでございします。それは国会議員の

われ／＼が困るのみならず、現に働いておる諸君が非常に困られますので、また一般公務員諸君も非常に不安にいられておられますので、ひとつあなたの方で、そういう責任者に対してはどういう態度で臨むという点を、はつきりとここに言明していただきたいと思ひます。そうでございますと、たとえば内示をするのはいかぬといつても、公務員は内示をするのであります。あなたも御承知の通りで、あなたは営業されて相当苦しんでおられるのでありますから、よく知つておられると思ひますが、そういう点をあなたの方で明確に示していただきたいと思ひるのであります。

○本多國務大臣 税務官吏が内示をいたしましたことは、それが税務署長の権限に基き、税務署の最後の意見であるというふうな誤解を招くおそれがありますので、かようなことはいたさないように十分戒めたいと思ひます。

○高橋(樞)委員 ごく簡単に御質問したいのでございます。ほかの委員から質疑応答があつたあとでありますから、私がただ大臣にお伺ひしたいのは、もう行政整理はこのままでいいと思はれるか、またやるべきものであるか。われ／＼国民としては納税の義務があります。優遇するということについては、私は考えておりますが、国民である以上は人情味がありますから、ただ官吏のみならず、すべての奉仕者に対しての意味は十分知つておりますが、もう整理はこのくらい程度でいいか、またより以上にしておかなくてはならぬか。その御答弁のいかんによつてはもう一べんお尋ねしたいと思ひます。

○本多國務大臣 今回提案いたしておりますこの定員法の改正は、提案理由にも申し上げました通りに、統制事務の減少に伴つて、簡単に申しますと、いらなくなつたところを省つて、そうしてせひふやさんなければならぬ面をふやすというところにすぎないのでございすが、現在の日本の行政機関の規模が、これで国力に相応するものであるかどうかという点につきましては、さうにでき得る限りの削減をすべきものであります。そのために昨年も行政制度審議会を設けまして、その答申を得た次第であります。さらにまた中央行政委員会におきまして、国と地方との事務の再配分ということも今検討されております。それらの結論と合せまして、行政規模につきましても人員につきましても、さらに削減の方向へ努力をいたしたいと考えております。

○高橋(樞)委員 私は幸ひにして至るところで便利を与えられておる立場であります。本省といわず、出張所といわず、至る方面に参りますと、悪いときにはストロブ会議が盛んに行われ、何か組合の話し合いでもあるときは夜十一時まで、電燈は官費だと思ふ意味からつけて、いらぬことに時間ををつぶしておるような人間がいる。そういう人間に限つて超過勤務手当などをより以上主張はしないかと思ひます。それから、これは一般民衆からも、ちよと先ほど土橋委員のおつしやるように、税金のかけ方について不服があるように、われ／＼国民は、役人が遊んでおるのが多いのに非常に驚いておるのであります。より以上に誠意して、

まじめな人間を優遇する。人数が少くなれば少いほど、まじめに働くと思ふことがありますが、私はより以上に厳選されて大いに、なまけものの標本のような者がたくさんおります。

それからもう一つ、老若を問はずに官公吏方面を調べると、帽子をあまりかぶり過ぎて頭のはげた者、それから潜儀的に頭のはげた者のほかに、花柳病のために頭のはげている若い者、年寄り、局員長初め局員に、微毒の保菌者がたくさんおります。そういう微菌を保持している者が相当おりますから、こういう人間こそ早くやめさせぬと、慢性微毒でとんでもない、このごろの公団以上のことを起しはしまいか。これはまじめに聞かなければならぬ問題である。前に申し上げました通りに、役人の試験のごときも、ちよと私が体格検査で微毒、淋病並びに肺病の患者はオミットせよと言つたのは、そこにあるのであります。私このごろ若い者ばかりと考えておつたらまだ未成年者にして、もう色けが出て、花柳病に侵されておる者がたくさんある。私は電車内においても目撃しておるのであります。当局におかせられては、なおさらそういうふまじめな局長でも局員でもどん／＼と首切る。なまけものの首を切つて、せうして新しくまじめに出て来る学生でも、偉い者は登用するといふような方法も、これはあながた駄弁じやないと思ふものであります。今後よければ一つ血液検査をして、それから尿検査をして、この前私にある人事院の幹部の方が、微毒はわかるが、淋病はちよとわからぬ、こゝろ言われた。しかしこれはまじめな話だから……淋病ほど確定しやすいものはないはずである。そういうものは、土橋氏のごときまじめな方々は御心配はいりませんが、私のような年をとつた人間の目から見ると、非常に品行の悪い人間が今官公吏に多いのでありますから、私はそういう方面からまた誠意する方法を一つ考えていただきたいのであります。そうしてまじめなる官公吏は優遇する。これも賃金ベリスを上げる方法だと思ひるのであります。そうすると土橋さん方は心配なます。私は幸ひにして総理大臣にでもなつたならば、それをただちにやるけれども、まだ悲しいかな一議員にすぎないのであります。

その次にもう一つお伺ひしたいのは、この労働組合というふうなものをあまり甘つたらしたためであるかもしないが、本省に行きますといふ／＼な商店を廊下に設けてあるものがある。ああいう廊下を通行することを妨害するやうなものは、撤去する意思があるかないか。ああいうことも能率の不振進になるのであります。この間から農林省の食糧管理局が、今食糧庁と名をかえておると思ひますが、廊下をすつと通ると、でかいテーブルを置いて商品を置いておるから、これは何のためにこゝろいうことをやつておるか、個人か組合かと言つと、個人だ。個人の店を廊下の真中に出して、もし一たび火を失した場合に、それこそなまけ坊主ならば頭をぶつけて死んでもいいが、より以上なるこのころの、まじめな官公吏をして負傷させることがあつてはいけなかつた、私は痛切に感じておるのであります。第一番にあの食糧庁

等の、あの廊下に商店を出しているやうなもの、ただちに撤去する御意思があるかないか。こゝろいうことこそ国民の代表者の委員たちの考えなければならぬことであると思ひるのであります。ちよと一べんお尋ねいたします。

○本多國務大臣 公務員の職場規律、さらにまた保健衛生上の見地から、疾病等のことは、その事務能率にも影響あることとございします。十分政府としても注意して行きたいと思ひます。また廊下等の妨害になるやうな商店の許可等は、まづたく不適当であると存じますので、御指摘の場所につきましても、所管大臣と打合せまして、御注意申し上げたいと思ひます。

○土橋委員 高橋君の発言に閉通してちよと……ただいま高橋委員から、本委員会においてはきわめて重要な御発言があつたと思ひます。それは官公吏諸君がなまけて休んでおるというやうな御発言があつたように聞いております。これは速記録を見なければならぬのでございしますが、私たちは少くとも現在進歩しております。この法規の關係から考えましても、あるいは一般の官庁なり公園關係をながめましても、そういう公務員諸君とか、政府職員諸君は、きわめて少いのであります。むしろそういう者は皆無であると思ひます。私には認めないのであります。にもかからず高橋委員が、どういふ証拠を持たれて、公務員諸君が遊んでおるという御発言をなさつておるのか、私は了解に苦しむのであります。特に現在、昨年の行政整理によりまして、各官庁においても、おそらく部数の關係とか、事務量の關係においては、困つておられるのであります。それ

が今のような発言が公式の委員会において発表になられたならば、これは非常に重大な問題であります。そこで私は高橋委員が今のような発言を取消されまして、誠意のほどを——公務員諸君の誠意を私は十分認めていたのだと思います。なお……(発言する者あり)発言中。なお私の見るところではその高橋委員の仰せになつておるような関係は、これは現実におつておる事務員諸君とか、あるいは下級職員の問題ではなくして、むしろそれは上級職員をとつておる職員に、そういう傾向はきわめて多いではないか。何かのお間違ひで、そういう御発表になつたのではないかと思ふのであります。私も、本委員会において十分内容を見ていただきまして、そういう発言をしていただきませんことには、非常に誤解を生ずると思ふのであります。これは自由党の政策としてそういう御発表になるならばこれは別であります。が、私は高橋さん個人の識見等におきまして、そういうことをお考えになつてはいないと思ふのであります。ぜひとも高橋委員はそういう御発言を差控えられまして、公務員といえども人間である、昼食の時間あれば、やはり執務の間においてはいろいろあります。とらえて遊んでおるといふようなこととは、これは非常に暴言ではないかと思ひますので、私は高橋委員の御発言について再考慮をお願いしたい。これが第一点でございます。

第二点は、私先ほどお話ししようと思ひましたが、時間の関係もありましたので、ちよつと私は小澤郵政大臣兼電氣通信大臣がお見えになつておられますから……昨年の行政整理に際しまして、通信関係からいろいろな情報をおとりになつておられますが、これをすつと拜見しますと、たとえば秋田の場合を見ますならば、組合員の中でマル共というふうなものをつけておられます。マル共はどうだ、こうだ、あれはマル共でないとか、いろいろ資料の内容を見ますと、マル共については特に重大な関心をもち、かつての通信省、今日の電氣通信省あるいは郵政省もそうでございますが、どういふのか、マル共というものは私よくわかりませんが、これはどういふ関係のものでございませうか。これは何か電氣通信省では——ここに原本がございしますが、この資料について、マル共というのは何か特別なアイヌの人か何か、そういうものもあるのか、私はお聞きしたいのでございます。

○小澤國務大臣 郵政省あるいは電氣通信省で、マル共というふうな符号は使つておりません。なお省令や規則にも、そういうものはありませんからお答えしておきます。

○高橋(樞)委員 土橋氏は非常に親切な忠言をしていただきましてありがとうございます。ごさいますが、私の見るところでは、相当花柳病患者がおります。それで、ながら官公職のみならず、また未成年者にして、梅毒の結果頭の抜けておる者を目撃しておるから言つておるのだ。私は全部がなまけものと言つていいのでありますから、このまにしておいて、高橋は何かただ無根拠のことを言つたと誤解を受けることは、はなはだ心外にたえない。私は官公職としてまじめなる人はたくさんあるとい

うのだ。その中になまけておる者がおる。ストープ會議をやつておる者があつておる。これは一々何時何十分まで控えなければならぬようになるが、実際ストープ會議をしておるような人間がなきにしもあらず。これから着々となつたら木の下にでも行くのだから……そういうなまける者をやめさせるとともに、そういう花柳病の保衛者、あるいは肺病の患者をオミットせよというの、あなたがこれは駄目でないと思ひますから、私は本多國務大臣に御答弁をお願いしたのであります。根拠がないとおつしやるならば、これから私が——これも頭が抜けておるの、梅毒だ、あの皮膚におできができておるのは梅毒だとわかるものが相当ありますから、すぐわかる。しかしこれは土橋氏とけんかしたところが、何のためにいらないなまけるやつ、また慢性梅毒で事務をとるようなことをされてはいけなからという、私は国家的観念から、そういうふうな言つたことでありますから、私が取消すよりもより以上に、このオミットする方法の一方として実現さしていただきたい。そういうことを聞いたら、日本国中の役人にして、おれは淋病があるか、梅毒があるかといつて心配する人がたくさんあると思ふ。私はただそれだけにどうも思ふ。私は土橋氏も私の言つたことを了せられんことを、ちよつと私一言しておきます。

○土橋委員 たいだいま小澤國務大臣が奇怪なことを御答弁なすつておりますが、あなたの方の資料に上つておる、これは人事部長その他関係の幹部も知つておりますが、たとえば一月十八日の「秋田において」という題目の一節を讀みますと、こういうことを書いております。「ここに於いて監視員の制止も聞かず、あつれきの結果、組合員が門内に——門にくぐり戸がついてゐるから、門外の友誼団体(貯金局女子軍)を入れたらした。これらの女子軍は、あるいはインテリナショナルを高くに歌いつつ門内に突進したのである。」こういうふうなあげまして、「加賀谷ヨネ美は交換室に入り、もと共産黨員で、現在脱走している監督某を引張つて行こうとしたが、ならず。また運用課長は交換室を出て、女子宿直室で交渉に應じていた。」マルをしめて「当時勤務中にもかかわらず、加賀谷ヨネ美は、午前十四時四十五分……」こういうふうな調子で、あなたの方に報告書が出ておるのではありませんか。このマル共というの、あなたの方ではどういふ符号としてお使いになつておるのか。それは東北郵政局でございしますが、あるいは本省においてもここに書いてある。これはみなあなたの方の資料であります。これは一体どういふ符号でございませうか。もしあなたの方では御存じないと言われるならば、私の方からこうではないかといふことをお話し上げましょうか。こういう符号をつけて、労働組合の幹部とか、特定の人を色わけをしなから、行政整理をおやりになつてゐるという事実が顯著でございしますが、これについて大臣は、どういふ御所信を持つておられますか。これはあなたの方の資料です。あなたの方の監督者が出して、あなたの方の報告を受けておる文書であります。であります。私にはマル共が何かわかりませんが、お聞きしておるのではありませんか。

○小澤國務大臣 その文書にマル共と書いてあるかないかは、私は存じませんけれども、要するにその文書の起案者がわかつておるのだと思ひますから、名前の書いてあるその人から聞いてください。

○土橋委員 これはおそらく日本共産黨員をさしておると思ふのであります。あなたがわかりにならないければ、私の方からお教え申し上げますが、これは日本共産黨員だと思ひます。そうしてあなたの方では、共産黨員の諸君に対して、特にこういう符号をつけて、そしてこれが整理の対象と相なつておるのではありませんか。そうすると先ほど本多國務大臣が、この委員会において御答弁なすつたように、きわめて公平にやる。特に所屬長官とも十分そういう不心得のないように——あれば、私どもの方は十分慎みましようといふ、一応理解のある御答弁を願つておるのであります。ところであなたの方では、第一次の定員法によりましては、こういうふうな資料によつてやつておりますから、私は國務大臣のあなたにお尋ねするのでございします。一体どういふ理由で、共産黨員については特にこういう符号を使つておられるのか。あなたの方では知らないかもしれないけれども、あなたの下で働いておられます有能なる、感心なる上級公務員諸君は、こういう符号を使つて——今日共産党は、全世界的に非常な力を人民諸君に与えており、非常な貢献をしておる最も進歩的な政党であります。その日本共産黨員に対して、こういう符号をつけて、これが行政整理の対象になるといふ結果

は、どうしても小澤さんのような頭腦
明晰なる國務大臣がやるべき措置では
ないと思ひますが、どうでございまし
ようか。

○小澤國務大臣 この問題はたび／＼
委員会等で十橋君の方の議員の方から
質問を受けたのでありますが、しかし
行政整理に際しましては、共産党員で
あるから諷刺をするというようなこ
とは、一言も命令を出したこともあり
ません。またそれで整理もいたしてお
りません。しかしながら公務員として不
適格者でありますれば、これはどしど
しやります。従つても共産党の人が
多かつたとすれば、それは共産党の人
に不適格者が非常に多いのだらうとい
う結果になるのであります。

○土橋委員 自由黨員であります小
澤重喜氏が、他を顧みて自分のこと
をどういふに言ふ態度は、私は國
務大臣として不適格だと思ふ。なぜか
ならば、多いから、不適格者は共産
員であつたという結論を、本委員会に
おいてあなたが仰せになりますなら
ば、これは非常に問題である。あなた
の方では、こういう資料に基いて首を
切つておいて、そのものが多く出
て、しかもそれを予定をして首を切つ
て、それを適に不適格者が多かつたとい
うような、そういう諷刺をあなたが
本委員会においておやりになつておら
れるならば、自由党の政府というも
のが、自分でそういう仕組にして首を
切つておいて、そういう人間が多いの
だ、その整理基準はこうであつた、だ
からこの基準に該当するのは共産党で
はないかというやうな論法を、あなた
が展開するならば、私はこの資料に基
きまして、人事院においても聞わなけ

ればなりませんし、私はあなたの人格
を疑ふのであります。こういう資料に
基いて、共産党員及び労働組合の進歩
的な諸君、あるいは民主主義的な諸君
を首切つておいて、その結果は不適格
基準に当てはめて、その結果は不適格
者が多かつたという、そういう見えす
いたあなたの答弁は、私は委員会の名
において承知ができません。いわんや私
は榮譽ある日本共産党員として、あな
たのそういう御答弁——行政整理者は
整理基準の不適格のものに該当するとい
うやうなあなたの態度は、私はきわ
めて植民地的な高級官吏の態度ではな
かろうかと思ふのであります。あなた
に良心があるならば——私はあなたの
ことをよく知つてゐる。昔非常に御苦
勞なすつて、今日の、何といひましよう
か、榮達といひましようか、國務大臣
の地位を占められてゐるあなたが、そ
ういふやうな諷刺を弄して、本委員会
において、整理基準がこうであつた、
切られた者が共産党員が多かつたか
ら、それは共産党員がそういうものに
不適格者だ、こういう御答弁でありま
するならば、私は断じて許せない。あ
なたがそういう間違つた論理の飛躍を
したり、諷刺を弄して、この権威ある
本委員会において國務大臣として答弁
するがごときは、断じて許せない。そ
の証拠を私は明確にお聞きしたいので
あります。

○小澤國務大臣 これは私が答弁し過
ぎたかも知れませんが、要するに林君
その他から、行政整理の當時にいろ
ろ質問がありましたが、十橋君の今の
質問は、お前の方の整理は、共産党員
が非常に多かつたじやないか、こうい
ふことの質問だと思つて答えたのです

が、あなたはきよはそこまで行かな
かつた。あなたの尋ねた趣旨はそうじ
やない。つまり行政整理の対象になつ
た者は、非常に共産党員が多かつた
というやうな、こういう質問の趣旨だ
と思つたから、もし結果において多かつ
たというならば、それは整理基準に当
てはまる者が偶然多かつたのであつ
て、私の方は、共産党員だからとい
う——そういうことは履歴書にも自由
員だから何にも書いておりません。全
然わかりません。従つてあなたの方が
非常に多いというならば、その多かつ
たことは、整理基準に当てはまる人が
共産党員に多かつたのじやないか、こ
ういふことであります。

○土橋委員 もしそういう諷刺が成立
しますならば、なぜあなたの方は、
こういう資料をつつて、こういう資
料に基いて行政整理をしたのでありま
すか。これは第二次の、今度できま
す政府職員定員法に関する問題につ
いても、きわめて問題になる。私は吉田
政府の今までの政策を考へまして、も
し將來こういう事態になりますなら
ば、おそらく社会党の諸君について
も、こういう傾向が出て来ると私は思
うのであります。その次には、きよ
く結成しております国民民主党です
か、そういう政党的諸君についても、
こういうものを適用して来るやうな事
態が出て来ると思ふのであります。こ
れは過去の例から考へましても、この
際私は大臣に明確にお聞きしなければ
なりません。私がこのマル共というの
はどういう合符号であるか、お聞きし
たいと言つたら、大臣は答弁できない。
そういう資料であなたの方は整理をな
すつておられますから、われ／＼が各

末端の郵便局や電報局その他に参りま
して、どういふ基準であるかと聞いて
も、その基準は言えない、そういうこ
とについては、政府の方ですべて口を
一切とめられておりますから、何とも
申し上げることは出来ません。行政整
理について、どういふ基準で、どうい
うの不都合があつたから、私の方ではこ
の人を首を切りましたというところが言
えないのであります。その証拠には、
今度の通信関係の整理者のほとんど
は、共産党員であります。でございま
すから、あなたが本委員会において、
そういう逆の論法をもつて、もつとも
らしく御答弁なすつてゐることは、き
わめて不都合千萬である。こういう資
料で首を切つておいて、そしてその
いふものに多くなつたのは、その整理
基準に該当する者が多かつたのであ
るというやうなばか／＼い答弁は、
私は承知できないのであります。もし
あなたが、そういう論理をあらゆるも
のに適用するならば、この第二次の首
切について、必ずあなたはそういう
やうに言われるだらう。でありますか
ら私たちはここで、そうでないとい
うことを明確にしなければならぬので
ある。さもなければ、あなたにこうい
う資料を出しておる高級官吏に對して
は、私たちは嚴重なる処分を要求する
ものでございませう。そうでありませ
んと、こういう色わけをして首を切つて
おいて、あとでそういうものに該当し
ておつたんだという、そういうことで
はなりません。これは世間が許さな
い——日本共産党員が許さないばかりで
はないのであります。今日の行政整理
がいかに不当であるかということは、
識者はもちろん、日本国民の半数以

上、おそらく九割までが知つておるで
ございませう。そういうものをいかに
あなた方が強行されましたも、今は
内外の反動的な勢力が國家の權力を擁
護しておりますから、國民は弱さのた
めに、恐ろしさのために沈黙しておる
かも知れませんが、この惡業というも
のは、いつか必ず崩壊するときも来る
であります。でありますから、そ
ういふことは過少の範圍においてとめ
なければならぬのであります。この
行政整理といひ、あるいは定員法とい
うものは、惡法中の惡法であります。
私たちはこの委員会において、この法
律について審議することすら、非常な
嫌惡を感じておる。特にこういう委員
会において、私はあまり言いたくない
のでございませう、この委員会におい
て、そういう白々しい答弁をせられて
おる諸君の良心を、私は疑ふのであり
ます。私はこれ以上申し上げません。

○鈴木委員長 これにて發言の通告者
の質疑は終了いたしましたから、内閣
委員会、人事委員会連合審査会は散會
いたします。
午後一時十分散會

昭和二十五年五月二十七日印刷

昭和二十五年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所